

枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定調査業務 仕様書

1 業務名

枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定調査業務

2 基本方針

枕崎市は、経済の地域内循環や脱炭素社会の実現を支える新たな地域エネルギー社会の創造のため、その担い手となる自治体新電力の設立を目指している。

本業務では、自治体新電力の設立をはじめとする、分散型エネルギーインフラの整備に係る調査・検討を行い、本市における総合的なエネルギー政策に係るマスタープランを策定する。これにより、枕崎市の様々な重要課題の解決にも繋げるとともに、わが国の脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

地域エネルギー事業に関する本市の基本方針は次のとおり。

- ① 再生可能エネルギー導入拡大による 「エネルギー地産地消・脱炭素社会への貢献」
- ② エネルギーコストの削減、雇用の創出による 「地域経済の活性化」
- ③ 電力小売業の収益を活用した 「地域課題の解決、住民サービスの充実」
- ④ 公共施設や産業施設における分散型電源の強化による 「レジリエンス強化」
- ⑤ 電力融通や業務提携等を通じた 「自治体新電力間の連携強化」

3 業務内容

マスタープランの策定に向け必要な以下の事項を検討すること。

- (1) 全体スキームの検討
- (2) 市内再エネ発電所の調査
- (3) 電力需要家の調査
- (4) エネルギーインフラ整備の検討
- (5) 電力需給シミュレーション
- (6) 事業推進体制の検討（事業パートナーとの連携方策を含む）
- (7) 事業採算性の検討
- (8) 市内経済循環の分析
- (9) 非常時エネルギー供給の検討
- (10) 付加サービスの検討
- (11) 事業計画の作成
- (12) 会議の開催・運営
 - ① 庁内策定委員会（3回程度）
 - ② 地域協議会（3回程度） ※外部有識者への謝金・旅費の支払いを含む

4 業務期間 契約日から令和4年3月10日（木）まで

5 成果品

成果報告書（A4判、フルカラー）	20部
成果報告書概要版（A4判、フルカラー）	20部
上記電子データ（DVD-R）	一式

※成果品の具体的な様式は委託者との協議により決定すること。

6 その他

- (1) 受託者は、原則、第三者に対し業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本仕様書及び実施要領に記載のない事項については、委託者と協議すること。